



能 総 第 219 号
平成 31 年 2 月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一 様
北 大 阪 地 域 協 議 会
議 長 重 澤 嘉 男 様
豊 能 地 区 協 議 会
議 長 柴 田 直 希 様

能勢町長 上森 一成



2019(平成 31)年度政策・制度予算に対する要請について (回答)

平成 31 年 1 月 9 日にご依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【問合せ】

能勢町総務部総務課
政策推進係
担当：柴田
電話：072-734-3036
(内線 332)

1. 雇用・労働・WLB施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にし、事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくこと。

**地域での就労支援について、関係部署や関係機関と連携し支援に努めております。
今後とも関係部署や関係機関等と連携し、適切な支援に努めてまいります。**

<新規>

② 障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がい者のすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った合理的配慮を行うとともに、職場定着のためのキーパーソンの設定など、相談体制の整備などを行うこと。

障がい者の就労支援、職場定着及び相談体制の充実については、関係機関と連携し適切な対応に努めてまいります。

また、本町での障がい者正規雇用については、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合い長生きする社会の実現に向けて、障害者雇用促進法に規定される法定雇用率を遵守し、共生社会の実現に向けて適切な運用を行ってまいります。

<継続>

③ 女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、就労における男女平等の推進に努めてまいります。

＜継続＞

(2) 働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

職場、家庭、地域で誰もが活躍できる社会を目指すべく多様な働き方を可能にすると共に、労働者の視点で働き方改革に取り組めるよう、関係機関等への周知に努めてまいります。

また、ブラック企業等が社会問題となっている現状を踏まえ、経営者団体である商工会等関係機関と連携し、各種労働法制の周知等適切な対応に努めてまいります。

＜継続＞

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

本町が作成する「人・農地プラン」に位置付けられる若しくは、位置付けられることが確実である就農者を対象に、年間150万円(最長5年間)を支給する次世代人材投資事業等により、雇用の安定化やIターンUターン策を講じております。引き続き、関係機関と連携した雇用促進に努めてまいります。

＜継続＞

(4) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また製造・運輸・建設分野での人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

「ものづくり」の技能継承と後継者育成について、商工会や関係機関等と連携し効果的な支援に努めてまいります。

<継続>

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<継続>

① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

ディーセントワークにもつながる労働環境の整備に向け、関連する法令・施策について町内の事業主をはじめ広く住民のみなさんに周知に努めるとともに、労働安全衛生委員会における改善運動や特定事業主行動計画の推進など、本町においても職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。加えて、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」等の取り組みについても広く周知に努め、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活等、様々な活動について、自ら希望するバランスで対応できる社会となるよう、引き続きワークライフバランスの実現に向けて取り組んでまいります。

<継続>

② 治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

労働者が活躍できる環境整備にむけ、関係機関と連携し適切な対応に努めてまいります。

(6) 公共サービス労働者の処遇改善について（豊能地区独自）

公共サービスの担い手はますます多様化し、臨時・非常勤・パート労働者は、雇い止めと低賃金、委託労働者は競争入札の激化による労働条件切り下げなど、多くの課題に直面している。「官制ワーキングプア」の解消をめざして、雇用安定、公共労働基準の確立、均等待遇の実現を図ること。

地方公務員の臨時・非常勤職員については、教育、子育て等様々な分野で活躍いただいております、地方行政の重要な担い手となっております。

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法の改正が行われ一般職の会計年度任用職員制度が創設されたところです。本町においては、平成32年4月からの本格実施に向け準備を進めているところです。引き続き、公共サービス労働者の処遇改善に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

付加価値の高いモノづくりを行う中小企業・地場産業の支援について、大阪府や商工会等関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

中小・地場企業への融資制度の拡充については、事業者に対し中小企業融資制度を周知することに努めてまいります。

<継続>

③非常時における事業継続計画（BCP）について

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画（BCP）は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

本町の業務継続計画（BCP）につきましては、平成 29 年 3 月に策定しており災害時における業務遂行に備えております。事業者に対しては、引き続き BCP 制定の促進に努めてまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

町内企業の大部分が小規模事業者である本町の現況に鑑み、関係法令の周知啓発を図るとともに、遵守についても適正な指導に努めてまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは従来から指摘されているところであり、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や 24 時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

医療介護総合確保法の本旨に則り、介護保険事業計画の着実な推進等により、住民の希望する自立した日常生活を確保するよう、すべての住民が主体的にかかわることによる新たな資源開発や協議の場の設置等の体制整備の充実に引き続き努めてまいります。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

平成 30(2018)度からの 6 年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連 4 計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

本町では、健康診査やがん検診を受診しやすい環境を整えるため、昨年度から府内では初の試みとなる住民健診+5 大がん（肺・胃・大腸・乳・子宮頸）同時検診を日曜日に 2 日間設定し、予定数を上回る申し込みがあったところです。

今年度は、実施日数を 1 日追加するなど、関係機関と連携のもと、引き続き受診率の向上や受診者の利便性の向上に努めてまいります。

<補強>

(3) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

本町の実情に応じた各事業所に対する連携・支援策を講じるため、今年度から「介護保険事業所連絡会」を整備し、それぞれが抱える課題の把握共有、その改善・解決に向け協議・調整し、引き続き必要な支援・連携に努めてまいります。

<継続>

(4) 障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数が多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行うとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。

本町の障がい(児)福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等の整備の中で適切な対応とその体制整備に努めているところです。また、「障がい施設等連絡会」を活用する等により、各施設間の情報連携、協議、研修等に引き続き適切に対応してまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

①待機児童の解消をめざした保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携のもと保育所の整備を進めること。その際には、各自治体での住宅施策との連携など、人口移動予測なども踏まえた整備を行うこと。また、企業主導型保育事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

本町では急激な人口減少、少子化・高齢化の影響で待機児童がないことから、既存2施設（公立保育所1、私立認定こども園1）の管理運営・機能強化に努める等引き続き適切に対応してまいります。

<新規>

②保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

既存2施設に対し、保育指針や教育要領に基づき、人材育成をはじめとする保育の質の確保に資する機会や連絡調整の機会の確保に努めるなど、適切な対応に努めてまいります。

<継続>

③病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

既存2施設において「体調不良児型病児保育」を導入するなど、本町の実情を踏まえつつ、様々な保育ニーズに応じて適切に対応してまいります。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

本町の実態調査の結果を踏まえ、府の補助及び交付金を活用することにより、普遍的視点と選択的視点の双方から求められる施策の具現化に努めているところです。特に、地域の協力を得ながら、学校及び各地域に居場所づくり事業を展開するとともに、CSW や SSW による居場所をつなぐ教育と福祉の連携の仕組みづくりについても取り組んでまいります。

<新規>

(7) 子どもの虐待防止対策について (★)

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対応と防止に努めること。

児童の健全な育成に資するため要保護児童対策地域協議会を包含する「子どもの未来応援センター（子育て世代包括支援センター機能＋子ども家庭総合支援拠点機能）」を平成 29 年度から設置し、未然防止の観点も含め適切に対応してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<補強>

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

小・中学校における学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(標準定数法)」に基づき、1 学級 40 人(小学校 1 年生は 1 学級 35 人)、また、小学校 2 年生については大阪府独自の加配措置により、1 学級 35 人編制となっております。

本町では国・府の基準に従い学級編制を行っており、児童・生徒に対し、きめ細かな指導を行えるよう、35 人学級編制の対象学年を拡大するとともに、教職員定数についても改善を図るよう、府町村長会を通じて国・府に対し強く要望していきたいと考えております。

また、本町では、平成 30 年度から学校現場にタイムレコーダーを導入することにより、各教職員に勤務時間を意識した働き方を根付かせるとともに、学校閉庁日や部活動指導員配置などの施策を実施し、教職員の長時間労働の是正に努めております。今後も引き続き教職員の長時間労働の是正に努め、教育の質的向上に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度の創設を求めること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

引き続き広報などを通じて本町の進路相談窓口や奨学資金制度について、周知を行い、多くの生徒の進路実現に向け支援に努めてまいります。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

＜継続＞

① 女性に対する暴力の根絶

配偶者偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

女性に対する暴力をなくす運動の広報誌等での啓発や情報周知を引き続き努めるとともに、DV等の相談体制及び町内関係部局や大阪府等の他機関との連携強化に努めてまいります。

＜継続＞

② 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること。

ヘイトスピーチ解消法の啓発を引き続き行い、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。

＜新規＞

③ 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

性的少数者等に対する人権問題について、イベントや広報誌等での啓発を引き続き行いその理解を深めるための取り組みに努めてまいります。また、行政施設においても、その環境整備に努めてまいります。

＜継続＞

④就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

部落差別解消法の広報誌等での啓発を引き続き行い、あらゆる差別撤廃に向けて住民への周知及び企業等への指導に努めてまいります。

(4) 学校再編等にかかる事項について（能勢町）

旧校舎等の地域での活用を見据えた施策を策定すること。バス通学については、安全面を最優先した上で片道の乗車時間およそ30分が将来的にも維持されるようその便数を今後も保障すること。出勤時刻が早まったことや学校再編による業務過多の現状から、実効性を伴う超過勤務の改善を図ること。また、継続的に教職員のストレスチェックを実施するなどし、職場環境の整備を図ること。

バス通学については、児童・生徒の安全面はもとより、乗車時間についても体力的な負担を考慮しつつ、運行してまいります。

また、学校再編後の教職員の業務負担の軽減を図るため、教育専用校務支援システム及びタイムレコーダーを導入し勤務時間の客観的な把握に努め、教職員自身が自ら勤務時間を意識した働き方を進めていけるようにするとともに、ストレス状態を把握し、セルフケアに努めることができるようストレスチェックを実施しております。今後も引き続き教職員の職場環境の整備に努めてまいります。

(5) 平和発信機能の強化（豊能地区独自）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

「恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町」に関する宣言の趣旨に則り、明るい住みよい町の実現に向けた平和発信機能の強化に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

本町は、家庭系一般廃棄物の分別については、府内の中でも比較的詳細に行っており、10 種 17 分別で回収し、再資源化に努めているところです。また、町内各諸団体で取り組んでいる資源集団回収について、申請制度により補助金を支給し、リサイクルの向上に努めております。さらには、保育所や小学校に出向き、ごみの分別学習やパッカー車を使い、ごみの回収・投入の体験学習などを実施し、ごみ減量の啓発に取り組んでおります。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策のさらなる推進 (★)

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

- ①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。
- ②食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。
- ③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。
- ④「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」とであると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。
- ⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

本町には、食品の大量消費事業所などを有していないため、連携を図った削減対策を実施することは困難であるため、個々での取り組みを啓発・推進することを優先しております。その中で、本町においては、平成 25 年度より生ごみ減量の一策として、“皮まで食べようキャンペーン”「リ・ジュース de 減るし～」と題し、食材の皮や切り残しを使い、その効能を記載した料理レシピを公開し、生ごみ減量の推進に努めております。また、生ごみ堆肥化機器の購入に伴う助成を平成 16 年度から実施しており、食品ロスも含めた生ごみ減量対策を講じるとともに、平成 30 年度には、小学校と協働し、学校給食の残飯による堆肥作りを実践しております。

<継続>

(3) 消費者教育の推進

- ①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減
- ②学校現場や成人年齢が 18 歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発
- ③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが 2017 年 4 月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記 3 点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、

接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

悪徳商法や特殊詐欺については大阪府消費生活センターや警察などの関係機関と連携し、注意喚起や犯行事例の照会等の啓発に努め、消費者保護の対策を強化してまいります。

また、昨今の社会情勢を踏まえた消費者教育についても関係機関と連携し適切に対応してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」に基づき、対策を講じること。

本町では、昨年2月に「能勢町空家等対策計画」を策定したところであり、当該計画に沿って、空家等の所有者が適切な管理を行うことにより、管理不全状態になることを未然に防ぐ対策を進めてまいります。また、特定空き家等については、住民の生活環境の保全を図るため、所有者に対して助言や指導を行うなど、必要な措置を講じてまいります。

<継続>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづく設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

本町では、住民の移動手段の確保に向け、公共交通の根幹となっております民間バス事業者への補助金の交付や交通空白地の補完を目的とした公共交通空白地有償運送等を実施し、交通利便性の確保に努めております。今後も引き続き、公共交通空白地有償運送協議会等を活用しつつ、地域住民や関係機関などと意見交換を行い、地域の実情に即した誰もが利用しやすい交通ネットワークの構築に努めてまいります。

<継続>

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

公共交通機関におけるバリアフリー化や安全対策に関しましては、関係法令などを遵守し、地域の実情を踏まえながら適宜適切な対応に努めてまいります。

<補強>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

昨年の西日本豪雨や台風の際に、ハザードマップを活用した避難呼びかけや地域の公民館を一時避難所に設置するなど、多くの住民が自主的に避難活動されました。住民の防災意識は高まりつつあり、この機に災害に備えた準備行動や避難訓練の推進など防災、減災対策に努めてまいります。

「避難行動要支援者名簿」については、今年度内に更新を完了し、今後本名簿を活用した助け合い活動や防災訓練を推進してまいります。

また、災害発生時のホームページについて、見やすさ、わかりやすさの工夫に加え、更新頻度も高めるよう努めてまいります。

<新規>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行うこと。

また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客が利用できる避難所の設置、②発災時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪

を訪れる観光客に配布する工夫などに取り組むこと。

有事に備え近隣市町と災害協定を締結しており、合同にて防災訓練を実施しています。
大阪北部地震の際には、本町は比較的被害が少なかったことに加え、大半が自家用車で通勤していることから、通勤及び帰宅に困難が生じる方は無かったと把握しておりますが、今後起こりうる災害に備え、必要な整備に努めてまいります。
また、必要に応じて外国人への情報提供や避難所対応に努めてまいります。

<新規>

(6) 大阪府北部地震に対する支援について (★)

本年6月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府・国に対しても必要な措置を求めること。また今回の大阪北部地震の発生をうけて防災計画の検証と必要な見直しを行うこと。

大阪北部地震に限らず、豪雨や台風での被害に対し、大阪府・国に対しても必要な措置を求めてまいります。
また、昨年の災害を受け、必要な防災・減災に関する見直しに努めてまいります。

<補強>

(7) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

昨年の西日本豪雨災害では、本町においても大きな被害が多数発生しており、現在、被災箇所の復旧を最優先に取り組んでいるところでありますが、災害の未然防止の観点からも、町管理河川などにおける危険箇所への対策を順次行ってまいります。
災害時の住民への情報提供は、これまでホームページ、エリアメールにて行っておりますが、より迅速かつ確実に行うため、平成31年4月より防災無線による情報提供を行うべく整備をすすめております。今後、広報活動や自主防災組織の促進、ハザードマップを活用した防災訓練の推進などにより防災意識の向上に努めてまいります。

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通

機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

公共交通機関に限定することなく、暴力行為の防止対策について、豊能警察署及び豊能暴力追放推進連絡協議会との連携強化を図るとともに、住民への積極的な広報・啓発活動に邁進してまいります。